

藤井正大法律事務所

- 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)
- 弁護士 堀大助 (hori@hey.ne.jp)
- 弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デビル2F  
TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

\*本書は当事務所ゆかりの方々へ最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。  
\*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.14(H22.5.1) 和菓子の製造販売の会社を営営していますが、訪ねてきた業者を出入りの業者と勘違いして、消化器の充填薬剤の購入をしてしまいました。クーリングオフは可能でしょうか。



A 業者の訪問販売で、商品の購入や役務の提供の申込みや契約をした場合、一定の期間内(契約書等を受け取ってから8日間)であれば、購入者が業者に無理由・無条件で申し込みの撤回や契約の解除をすることができます。これをクーリングオフの制度と言います。

☆ 問題は、購入者が「営業のために若しくは営業として締結するもの」はクーリングオフの対象となる取引から除外されることになっている点です。

本件では、購入者が一般の消費者ではなく会社ですので、この契約は一見営業として締結するようにも見えます。

しかし、購入者の営業内容は和菓子の製造販売ですから、消化器充填薬剤はその営業には直接関わりないといえます。購入者が会社であっても、その営業に関しない物品の購入契約には

なおクーリングオフが認められるとする判例(神戸地裁H15.3.4)も出ておりますので、本件でも取りあえずクーリングオフの手続きをとられたらよいと思います。

なお、通知は内容証明郵便でするのがよいでしょう。

☆留意点

- クーリングオフの期間8日間には書面を受領した日を参入します。もっとも、8日以内にクーリングオフの通知を発信すれば、発信日に効力が生じます。
- 業者から交付された書面に不備がある場合には、上記8日間を過ぎてもクーリングオフが可能ですので、期間を過ぎている場合でも一度確認してみてください。

★ワンポイント

- 平成21年に施行された改正特定商取引法で、従前の指定商品・指定役務制度が廃止され、原則全ての商品・役務がクーリングオフの対象となるようになりました。
- 同改正法で、商品をクレジットで購入した場合、クレジット契約をクーリングオフすれば、販売契約も同時にクーリングオフされるようになりました。又、仮に商品を使用していたとしても、業者は原則としてその対価を請求できなくなりました。

(次回の話題) 近隣に大きな建物が建てられる計画があるようですが、説明もなく不安です。 どうやって調べたら? (H22.6.1 予定)